

3 西原町立坂田小学校いじめ防止基本方針

平成 25 年 12 月策定

平成 27 年 2 月改定

令和 2 年 3 月改定

(1) いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- 1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- 4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- 5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

(2) いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

- 1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①あいさつ運動

いじめゼロを目指した活動を推進する。

②人権を考える日

毎月第1月曜日を「自己肯定感を育てる日」として位置づけ、心と心の連携を図る。

- 2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

②人との関わり方を身に付けるための活動

朝の活動で清掃活動を行い、認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- 1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行ううえでも、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
 - ②様子や行動がおかしいと感じた児童がいる場合には学年間や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ④「やさしい坂田っ子アンケート（いじめ防止）」を月一回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- 2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
 - ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- 3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
 - ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ②児童が、学校や家庭にはなかなか悩みを話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

(4) いじめ問題に取り組むための校内組織

- 1) 学校内の組織
 - ①「生徒指導委員会」…月1回職員会議等で、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。
 - ②「いじめ防止対策委員会」…いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談主任、生徒指導部会、養護教諭、当該学級担任、SC, によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。
- 2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織
緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、該当学級担任
※必要に応じてPTA会長・副会長、浦添警察署、主任児童委員、学校支援地域コーディネーター、自治会会長、学校評価委員の参加も要請する。
※その際、個人情報の扱いに十分注意する。

(5) 重大事態発生時の対応

- 1) 重大事態とは
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
 - ウ)「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」
- 2) 重大事態の対処の流れ
 - ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ④調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ⑤調査結果を踏まえた必要な措置